

## ○鎌倉市障害者支援協議会設置要綱

(平成19年12月28日市長決裁)

(平成21年3月11日市長決裁)

(平成24年6月26日市長決裁)

(平成25年3月29日市長決裁)

(平成27年4月1日市長決裁)

(平成28年3月30日市長決裁)

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び地域生活支援事業実施要綱（平成18年8月1日・障発第0801002号）の規定に基づき、障害者の地域での生活を支援するため、課題等を把握し、施策への反映や支援体制の整備等、課題解決に資する必要な事項を協議する鎌倉市障害者支援協議会（以下「協議会」という。）を設置するにあたり、その組織及び運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成)

第2条 協議会は、次により構成する。

- (1) 鎌倉市障害者支援協議会全体会（以下「全体会」という。）
- (2) 鎌倉市障害者支援協議会運営会議（以下「運営会議」という。）
- (3) 鎌倉市障害者支援協議会専門部会（以下「専門部会」という。）

### 第2章 全体会

(所掌事務)

第3条 全体会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域の課題の確認と情報の共有に関すること。
- (2) 前号で確認、共有した課題の解決に向けた協議に関すること。
- (3) 協議会の運営内容についての評価に関すること。
- (4) 専門部会の設置に関すること。
- (5) その他協議会において検討すべきとされた事項に関すること。

2 全体会は、前項第2号の協議について、次に掲げる事項について、専門部会に協議を依頼し、全体会への報告を求めるものとする。

- (1) 就労支援に関すること。

- (2) 地域生活支援に関すること。
- (3) 権利擁護・相談支援に関すること。
- (4) こども支援に関すること。
- (5) その他、全体会において協議、検討が必要とされた事項

(委員)

第4条 全体会の委員は、次に掲げるもののうちから市長が委嘱する。

- (1) 医療関係者
  - (2) 福祉に関係を有する団体の関係者
  - (3) 就労に関係を有する団体の関係者
  - (4) 学識経験を有する者
  - (5) 関係行政機関及び関係教育機関の職員
  - (6) 障害者等及びその家族
  - (7) その他、市長が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年以内とし、その満了の日は、市長が委嘱を行った日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 第1項の規定による身分又は資格に基づいて委員に委嘱された者がその身分又は資格を失ったときは、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第5条 全体会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、全体会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議等)

第6条 全体会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聴くことができる。
- 5 会議は原則として公開とする。ただし、会長が、会議の運営上必要があると認めるときは、公開しない。
- 6 この他、専門部会長及び運営会議の委員が出席するものとする。

(意見の提出)

第7条 全体会は、会議における協議の結果、必要に応じて、市長及び関係機関等に対し提言するものとする。

### 第3章 運営会議

(所掌事務)

第8条 運営会議は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 全体会において協議する課題等に関すること。
- (3) 第3条第1項第4号により、全体会が設置するとした専門部会に関すること。
- (4) その他必要な事項

(委員)

第9条 運営会議の委員は、協議会を所管する課の課長、鎌倉市が業務委託する相談支援事業者及び専門部会長とする。

2 運営会議に必要な応じて臨時委員を置くことができるほか、会長に出席を求めることができる。

(座長及び副座長)

第10条 運営会議に座長及び副座長各1人を置く。

2 第5条第2項から第4項までの規定は、運営会議の座長及び副座長について準用する。

### 第4章 専門部会

(所掌事務)

第11条 専門部会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 第3条第2項の規定により、全体会から依頼された課題に関すること
- (2) その他前号の協議に必要な事項に関すること

(組織等)

第12条 第3条第1項第4号の規定により、全体会の協議に基づいて専門部会を置くことができる。

2 専門部会委員は、第4条第1項各号に掲げるもののうちから専門部会長が選任する。

ただし、これによることが難しいときは、運営会議において選任するものとする。

- 3 専門部会には、部会長を置く。
- 4 専門部会長は、委員の互選によって定める。
- 5 その他専門部会の設置にあたって必要な事項については、運営会議で協議し全体会で決定するものとする。第3条第1項第4号の規定により、全体会の協議に基づいて専門部会を設置する。

## 第5章 雑則

### (事務局)

第13条 協議会の事務局は、鎌倉市健康福祉部障害者福祉課に置く。

- 2 前項の規定に関わらず、事務局機能の一部を社会福祉法人等に委託することができるものとする。

### (秘密の保持義務)

第14条 全体会、運営会議及び専門部会の委員並びに委員であった者等は、その職務に関して知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

### (その他の事項)

第15条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、会長が全体会に諮って定めるものとする。

### 付 則

#### (施行期日等)

- 1 この要綱は、決裁の日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以後最初に委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成21年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後最初に招集される全体会の会議は、第7条第1項の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 4 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに委嘱される全体会の委員の任期は、第5条第1項の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

### 付 則

#### (施行期日等)

- 1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

### 付 則

#### (施行期日等)

1 この要綱は、決裁の日から施行し、平成 24 年 6 月 20 日から適用する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

(施行期日等)

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。